

京都府後期高齢者医療協議会設置要綱

(設置)

第1条 後期高齢者医療制度の基本的な事項等について関係者の意見を聴き、もって制度の円滑な運営に資するため、京都府後期高齢者医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、意見を述べるものとする。

- (1) 保険料、保健事業等後期高齢者医療制度の基本的な事項
- (2) その他広域連合長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者の区分ごとに、当該各号に掲げる人数をもって組織する。

- (1) 被保険者を代表する者 3人以内
- (2) 医療保険関係者 3人以内
- (3) 医療関係者 3人以内
- (4) 学識経験者その他有識者 3人以内

2 委員の任期は、2年（補欠の委員にあつては、前任者の残任期間）とする。ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。